

愛川町新型インフルエンザ等対策 行動計画の改定について（概要）

危機管理室危機管理班

2026年5月

愛川町新型インフルエンザ等対策行動計画改定の経緯

○ 改定の経緯

新型コロナウイルス感染症の対応を振り返り、課題等を整理し、国は、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を抜本的に見直しを図り、令和6年7月に改定を行った。

また、県も「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下「特措法」という。）に基づき、令和7年3月に改定を行った。

このため、町においても、特措法第八条に基づき、「愛川町新型インフルエンザ等対策行動計画」を改定するものである。

(参考) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）

(市町村行動計画)

第八条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を作成するものとする。

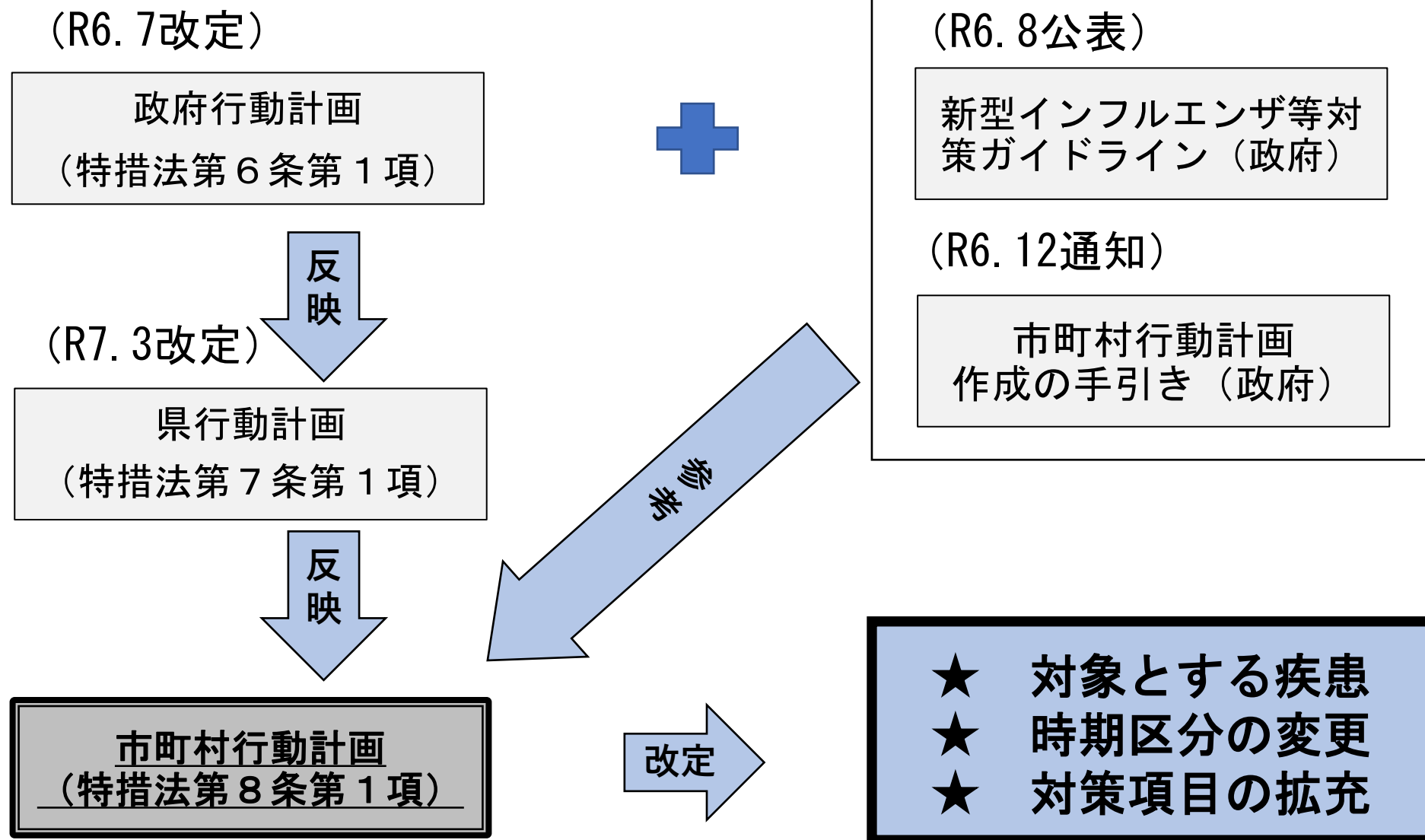
○ 当初の策定

平成21年5月 「愛川町新型インフルエンザ対策行動計画」として策定

○ 直近の改定

平成26年9月 「愛川町新型インフルエンザ等対策行動計画」として改定

各行動計画等の位置づけ



愛川町行動計画改定の基本的考え方

- 実施体制やまん延防止、町民生活等について、幅広い関係各課及び関係機関等と連携し、学識経験者の意見を聴きながら改定を行う。
- 政府行動計画、県行動計画、政府ガイドライン及び市町村向けの手引きを踏まえ、整合性を持ち、さらには「新型コロナウイルス感染症」の対応経験等を反映し抜本的に改定を行う。
- 政府行動計画及び県行動計画の考え方と整合性を持って作成する必要があることから、計画の構成は、同一の構成とし、町の区域において実施する新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項を記載する。また、特に町が実施する対策項目の考え方及び取組については、ゴシック体、強調文字、アンダーラインで記載する。
- 業務継続計画など他計画との整合性を図る。

政府行動計画の改定概要

○ 政府行動計画の改定概要

次の内容を踏まえ、計画を抜本的に改定（令和6年7月改定）

- ・ 新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた対策の具体化
- ・ 内閣感染症危機管理統括庁や国立健康危機管理研究機構（JIHS）の設置
- ・ 国、都道府県の総合調整・指示権限拡充によるガバナンス（管理）の強化

＜改定前の計画との比較＞

	H25.6 改定計画 (H29.9 一部改定 (治療薬の確保量増加))	R6.7 改定計画
対象とする疾患	「病原性の高い新型インフルエンザ等」を念頭	「幅広い呼吸器感染症」を念頭
時期区分	「未発生期、海外発生期、国内発生早期、国内感染期、小康期」の5期の区分	「準備期、初動期、対応期」の3期に区分
対策項目	実施体制等の「6項目」	「13項目」に拡充

○ 新型インフルエンザ等対策の主たる目的

- ・ 「感染拡大防止」と「国民生活及び国民経済に与える影響の最小化」

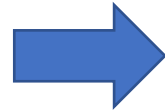
○ 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

- ・ 「平時の備えの拡充」「感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替」

時期区分の変更

○ 時期区分

現計画	
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているか、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態



改定計画		
<u>準備期</u>		発生前の段階
<u>初動期</u>	A	国内で発生した場合を含め、世界で新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症が発生した段階
<u>対応期</u>	B	国内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期
	C-1	国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期
	C-2	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
	D	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

対策項目の拡充

○ 対策項目（6項目から13項目に拡充）

【改定前の6項目】

- ① 実施体制
- ② 情報の収集・提供・共有
- ③ 予防・まん延防止
- ④ 予防接種
- ⑤ 医療
- ⑥ 町民生活及び地域経済の安定の確保

改定

【改定後の13項目】

- ① 実施体制
- ② 情報収集・分析
- ③ サーベイランス
- ④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ⑤ 水際対策
- ⑥ まん延防止
- ⑦ ワクチン
- ⑧ 医療
- ⑨ 治療薬・治療法
- ⑩ 検査
- ⑪ 保健
- ⑫ 物資
- ⑬ 町民生活及び地域経済の安定の確保

※ ゴシック体で記載している項目は、町が実施する対策項目

愛川町新型インフルエンザ等対策行動計画の案

愛川町

政府行動計画（改定後）	県行動計画（改定後）	町行動計画（案）	町行動計画（現行）
第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と政府行動計画 第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等	第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画 第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等	第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画 第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等	第1章 はじめに（総論）
第1節 感染症危機を取り巻く状況	第1節 感染症危機を取り巻く状況	第1節 感染症危機を取り巻く状況	—
第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定
—	—	—	2 取組の経緯
第3節 政府の感染症危機管理の体制	—	—	—
第2章 政府行動計画の作成と感染症危機対応	第2章 行動計画の作成と感染症危機対応	第2章 行動計画の作成と感染症危機対応	—
第1節 政府行動計画の作成	第1節 行動計画の作成	第1節 行動計画の作成	3 行動計画の作成
第2節 新型コロナウイルス感染症対応での経験	第2節 新型コロナウイルス感染症対応での経験	第2節 新型コロナウイルス感染症対応での経験	—

愛川町新型インフルエンザ等対策行動計画の案

愛川町

政府行動計画（改定後）	県行動計画（改定後）	町行動計画（案）	町行動計画（現行）
第3節 政府行動計画改定の目的	第3節 政府行動計画改定の目的	第3節 政府行動計画改定の目的	—
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等	第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等	第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等	第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	1 対策の目的
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	2 対策の基本的な考え方
第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ (1) 有事のシナリオの考え方	第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ (1) 有事のシナリオの考え方	第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ (1) 有事のシナリオの考え方	—

愛川町新型インフルエンザ等対策行動計画の案

愛川町

政府行動計画（改定後）	県行動計画（改定後）	町行動計画（案）	町行動計画（現行）
（２）感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）	（２）感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）	（２）感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）	—
第４節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	第４節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	第４節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	3 対策実施上の留意点
（１）平時の備えの整理や拡充	（１）平時の備えの整理や拡充	（１）平時の備えの整理や拡充	—
（２）感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替	（２）感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替	（２）感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替	—
（３）基本的人権の尊重	（３）基本的人権の尊重	（３）基本的人権の尊重	（１）基本的人権の尊重
（４）危機管理としての特措法の性格	（４）危機管理としての特措法の性格	（４）危機管理としての特措法の性格	（２）危機管理としての特措法の性格
（５）関係機関相互の連携協力の確保	（５）関係機関相互の連携協力の確保	（５）関係機関相互の連携協力の確保	（３）関係機関相互の連携協力の確保

愛川町新型インフルエンザ等対策行動計画の案

愛川町

政府行動計画（改定後）	県行動計画（改定後）	町行動計画（案）	町行動計画（現行）
（６）高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応	（６）高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応	（６）高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応	—
（７）感染症危機下の災害対応	（７）感染症危機下の災害対応	（７）感染症危機下の災害対応	—
（８）記録の作成や保存	（８）記録の作成や保存	（８）記録の作成や保存	（４）記録の作成・保存
—	—	—	４ 発生時の被害想定等
第５節 対策推進のための役割分担	第５節 対策推進のための役割分担	第５節 対策推進のための役割分担	５ 対策推進のための役割分担
（１）国の役割	（１）国の役割	（１）国の役割	（１）国の役割
（２）地方公共団体の役割	（２）県、市町村の役割	（２）県、市町村の役割	（２）県及び市町村の役割
（３）医療機関の役割	（３）医療機関の役割	（３）医療機関の役割	（３）医療機関の役割
（４）指定（地方）公共機関の役割	（４）指定（地方）公共機関の役割	（４）指定（地方）公共機関の役割	（４）指定（地方）公共機関の役割

愛川町新型インフルエンザ等対策行動計画の案

愛川町

政府行動計画（改定後）	県行動計画（改定後）	町行動計画（案）	町行動計画（現行）
(5) 登録事業者	(5) 登録事業者	(5) 登録事業者	(5) 登録事業者の役割
(6) 一般の事業者	(6) 一般の事業者	(6) 一般の事業者	(6) 一般の事業者の役割
(7) 個人	(7) 個人	(7) 個人	(7) 個人の役割
第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点 第1節 政府行動計画における対策項目等 (1) 政府行動計画の主な対応項目 (2) 対策項目ごとの基本理念と目標	第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点 第1節 行動計画における対策項目等 (1) 行動計画の主な対応項目 (2) 対策項目ごとの基本理念と目標	第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点 第1節 行動計画における対策項目等 (1) 行動計画の主な対応項目 (2) 対策項目ごとの基本理念と目標	6 町行動計画の主要6項目 —
① 実施体制	① 実施体制	① 実施体制	(1) 実施体制
② 情報収集・分析	② 情報収集・分析	② 情報収集・分析	(2) 情報の収集・提供・共有

愛川町新型インフルエンザ等対策行動計画の案

愛川町

政府行動計画（改定後）	県行動計画（改定後）	町行動計画（案）	町行動計画（現行）
③ サーベイランス	③ サーベイランス	③ サーベイランス	—
④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	(2) 情報の収集・提供・共有
⑤ 水際対策	⑤ 水際対策	⑤ 水際対策	—
⑥ まん延防止	⑥ まん延防止	⑥ まん延防止	(3) 予防・まん延防止
⑦ ワクチン	⑦ ワクチン	⑦ ワクチン	(4) 予防接種
⑧ 医療	⑧ 医療	⑧ 医療	(5) 医療
⑨ 治療薬・治療法	⑨ 治療薬・治療法	⑨ 治療薬・治療法	—
⑩ 検査	⑩ 検査	⑩ 検査	—
⑪ 保健	⑪ 保健	⑪ 保健	—
⑫ 物資	⑫ 物資	⑫ 物資	—
⑬ 国民生活及び国民経済の安定の確保	⑬ 県民生活及び県民経済の安定の確保	⑬ 町民生活及び地域経済の安定の確保	(6) 町民生活及び地域経済の安定の確保

愛川町新型インフルエンザ等対策行動計画の案

愛川町

政府行動計画（改定後）	県行動計画（改定後）	町行動計画（案）	町行動計画（現行）
（3）複数の対策項目に共通する横断的な視点	（3）複数の対策項目に共通する横断的な視点	（3）複数の対策項目に共通する横断的な視点	—
I 人材育成	I 人材育成	I 人材育成	—
II 国と地方公共団体との連携	II 国と地方公共団体との連携	II 国と地方公共団体との連携	—
III DXの推進	III DXの推進	III DXの推進	—
IV 研究開発への支援	IV 研究開発への支援	IV 研究開発への支援	—
V 国際的な連携	—	—	—
第3章 政府行動計画の実効性を確保するための取組等	第3章 県行動計画の実効性を確保するための取組等	第3章 町行動計画の実効性を確保するための取組等	—
第1節 国立健康危機管理研究機構（JIHS）の果たす役割	第1節 県がJIHS等との連携により果たす役割	第1節 県がJIHS等との連携により果たす役割	—
第2節 政府行動計画等の実効性確保	第2節 行動計画等の実効性確保	第2節 行動計画等の実効性確保	7 行動計画実施上の留意点

愛川町新型インフルエンザ等対策行動計画の案

政府行動計画（改定後）	県行動計画（改定後）	町行動計画（案）	町行動計画（現行）
(1) EBPMの考え方に基づく政策の推進	(1) EBPMの考え方に基づく政策の推進	(1) EBPMの考え方に基づく政策の推進	—
(2) 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持	(2) 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持	(2) 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持	—
(3) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施	(3) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施	(3) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施	(2) 訓練の実施
(4) 定期的なフォローアップと必要な見直し	(4) 定期的なフォローアップと必要な見直し	(4) 定期的なフォローアップと必要な見直し	(1) 計画の見直し
(5) 都道府県行動計画や市町村行動計画等	(5) 市町村行動計画等	(5) 町行動計画等	—
(6) 指定（地方）公共機関業務計画	(6) 指定（地方）公共機関業務計画	(6) 指定地方公共機関業務計画	—
—	—	—	8 発生段階
—	—	—	発生段階における状態と国・県・町各行動計画の対応表

政府行動計画（改定後）	県行動計画（改定後）	町行動計画（案）	町行動計画（現行）
<p>第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組</p>	<p>第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組</p>	<p>第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組</p>	<p>第3章 各段階における対策</p>
<p>第1章 実施体制</p> <p>第1節 「準備期」</p> <p>第2節 「初動期」</p> <p>第3節 「対応期」</p>	<p>第1章 実施体制</p> <p>第1節 「準備期」</p> <p>第2節 「初動期」</p> <p>第3節 「対応期」</p>	<p>第1章 実施体制</p> <p>第1節 「準備期」</p> <p>第2節 「初動期」</p> <p>第3節 「対応期」</p>	<p>1 未発生期</p> <p>(1) 実施体制</p> <p>(2) 情報収集・提供・共有</p> <p>(3) 予防・まん延防止</p> <p>(4) 予防接種</p> <p>(5) 医療</p> <p>(6) 町民生活及び地域経済の安定の確保</p>
<p>第2章 情報収集・分析</p> <p>第1節 「準備期」</p> <p>第2節 「初動期」</p> <p>第3節 「対応期」</p>	<p>第2章 情報収集・分析</p> <p>第1節 「準備期」</p> <p>第2節 「初動期」</p> <p>第3節 「対応期」</p>	<p>第2章 情報収集・分析</p> <p>第1節 「準備期」</p> <p>第2節 「初動期」</p> <p>第3節 「対応期」</p>	<p>以下「1 未発生期」同様、「2 海外発生期」「3 県内未発生期」「4 県内発生早期」「5 県内感染期」「6 小康期」に対して、それぞれ</p>
<p>第3章 サーベイランス</p> <p>第1節 「準備期」</p> <p>第2節 「初動期」</p> <p>第3節 「対応期」</p>	<p>第3章 サーベイランス</p> <p>第1節 「準備期」</p> <p>第2節 「初動期」</p> <p>第3節 「対応期」</p>	<p>第3章 サーベイランス</p> <p>第1節 「準備期」</p> <p>第2節 「初動期」</p> <p>第3節 「対応期」</p>	<p>(1)～(6)の記載あり</p> <p>※3～6には「緊急事態宣言がされている場合の措置」の記載あり</p>

愛川町新型インフルエンザ等対策行動計画の案

愛川町

政府行動計画（改定後）	県行動計画（改定後）	町行動計画（案）	町行動計画（現行）
第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション 第1節 「準備期」 第2節 「初動期」 第3節 「対応期」	第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション 第1節 「準備期」 第2節 「初動期」 第3節 「対応期」	第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション 第1節 「準備期」 第2節 「初動期」 第3節 「対応期」	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>1 未発生期 (1) 実施体制 (2) 情報収集・提供・共有 (3) 予防・まん延防止 (4) 予防接種 (5) 医療 (6) 町民生活及び地域経済の安定の確保</p> <p>以下「1 未発生期」同様、「2 海外発生期」「3 県内未発生期」「4 県内発生早期」「5 県内感染期」「6 小康期」に対して、それぞれ(1)～(6)の記載あり</p> <p>※3～6には「緊急事態宣言がされている場合の措置」の記載あり</p> </div>
第5章 水際対策 第1節 「準備期」 第2節 「初動期」 第3節 「対応期」	第5章 水際対策 第1節 「準備期」 第2節 「初動期」 第3節 「対応期」	第5章 水際対策 第1節 「準備期」 第2節 「初動期」 第3節 「対応期」	
第6章 まん延防止 第1節 「準備期」 第2節 「初動期」 第3節 「対応期」	第6章 まん延防止 第1節 「準備期」 第2節 「初動期」 第3節 「対応期」	第6章 まん延防止 第1節 「準備期」 第2節 「初動期」 第3節 「対応期」	
第7章 ワクチン 第1節 「準備期」 第2節 「初動期」 第3節 「対応期」	第7章 ワクチン 第1節 「準備期」 第2節 「初動期」 第3節 「対応期」	第7章 ワクチン 第1節 「準備期」 第2節 「初動期」 第3節 「対応期」	

政府行動計画（改定後）	県行動計画（改定後）	町行動計画（案）	町行動計画（現行）
第8章 医療 第1節 「準備期」 第2節 「初動期」 第3節 「対応期」	第8章 医療 第1節 「準備期」 第2節 「初動期」 第3節 「対応期」	第8章 医療 第1節 「準備期」 第2節 「初動期」 第3節 「対応期」	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>1 未発生期 (1) 実施体制 (2) 情報収集・提供・共有 (3) 予防・まん延防止 (4) 予防接種 (5) 医療 (6) 町民生活及び地域経済の安定の確保</p> <p>以下「1 未発生期」同様、「2 海外発生期」「3 県内未発生期」「4 県内発生早期」「5 県内感染期」「6 小康期」に対して、それぞれ(1)～(6)の記載あり</p> <p>※3～6には「緊急事態宣言がされている場合の措置」の記載あり</p> </div>
第9章 治療薬・治療法 第1節 「準備期」 第2節 「初動期」 第3節 「対応期」	第9章 治療薬・治療法 第1節 「準備期」 第2節 「初動期」 第3節 「対応期」	第9章 治療薬・治療法 第1節 「準備期」 第2節 「初動期」 第3節 「対応期」	
第10章 検査 第1節 「準備期」 第2節 「初動期」 第3節 「対応期」	第10章 検査 第1節 「準備期」 第2節 「初動期」 第3節 「対応期」	第10章 検査 第1節 「準備期」 第2節 「初動期」 第3節 「対応期」	
第11章 保健 第1節 「準備期」 第2節 「初動期」 第3節 「対応期」	第11章 保健 第1節 「準備期」 第2節 「初動期」 第3節 「対応期」	第11章 保健 第1節 「準備期」 第2節 「初動期」 第3節 「対応期」	

政府行動計画（改定後）	県行動計画（改定後）	町行動計画（案）	町行動計画（現行）
<p>第12章 物資</p> <p>第1節 「準備期」</p> <p>第2節 「初動期」</p> <p>第3節 「対応期」</p>	<p>第12章 物資</p> <p>第1節 「準備期」</p> <p>第2節 「初動期」</p> <p>第3節 「対応期」</p>	<p>第12章 物資</p> <p>第1節 「準備期」</p> <p>第2節 「初動期」</p> <p>第3節 「対応期」</p>	<p>1 未発生期</p> <p>(1) 実施体制</p> <p>(2) 情報収集・提供・共有</p> <p>(3) 予防・まん延防止</p> <p>(4) 予防接種</p> <p>(5) 医療</p> <p>(6) 町民生活及び地域経済の安定の確保</p>
<p>第13章 国民生活及び国民経済の安定の確保</p> <p>第1節 「準備期」</p> <p>第2節 「初動期」</p> <p>第3節 「対応期」</p>	<p>第13章 県民生活及び県民経済の安定の確保</p> <p>第1節 「準備期」</p> <p>第2節 「初動期」</p> <p>第3節 「対応期」</p>	<p>第13章 町民生活及び地域経済の安定の確保</p> <p>第1節 「準備期」</p> <p>第2節 「初動期」</p> <p>第3節 「対応期」</p>	<p>以下「1 未発生期」同様、「2 海外発生期」「3 県内未発生期」「4 県内発生早期」「5 県内感染期」「6 小康期」に対して、それぞれ(1)～(6)の記載あり</p> <p>※3～6には「緊急事態宣言がされている場合の措置」の記載あり</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>各段階における町の推進体制及び主な対応一覧</p>

政府行動計画（改定後）	県行動計画（改定後）	町行動計画（案）	町行動計画（現行）
—	—	—	<別添> 国内外で鳥インフルエンザが 人で発症した場合等の対策
用語集	用語集	用語集	<参考資料> 1 用語の解説
—	—	—	2 神奈川県内の感染症指定 医療機関
—	—	—	3 神奈川県衛生研究所、厚 木保健福祉事務所
—	—	—	4 特定接種の対象となり得 る地方公務員